

『産地がかかえる課題を解決し、
世界市場に通用する産地を構築したい』

(令和6年度補正予算)

グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策

(令和7年度当初予算)

グローバル産地づくり推進事業

(令和6年度補正予算)

輸出環境整備緊急対策事業

(令和7年度当初予算)

輸出先国規制対応支援事業

GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)に基づき、輸出に取り組もうとする水産加工業者等への輸出診断、大規模輸出産地形成に向けた取組、国際的に通用する水産エコラベル認証の取得を希望する事業者に対して審査の事前準備、認証の新規取得等を支援します。

対象となる方

水産加工業者を含む食品事業者及び民間団体等

支援内容

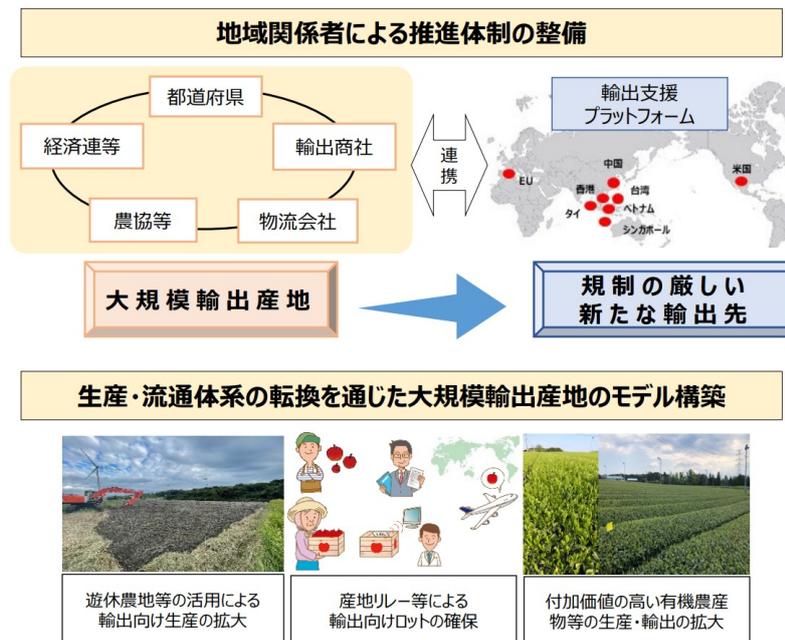
1. 輸出診断やマッチング等

生産者等への輸出診断、輸出のためのセミナー、マッチングイベント等を通じて、輸出意欲のある生産者等に輸出につながるよう支援します。



2. 大規模輸出産地のモデル形成等支援

海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換に取り組み、国内生産基盤の維持・強化を図る大規模輸出産地のモデル構築を支援します。



3. 水産エコラベルの取得に向けた事前準備の支援

国際基準の水産エコラベル認証の取得を希望する事業者に対してコンサルティングを行い、審査の事前準備となる取組状況の確認、申請書作成等を支援します。

4. 国際的に通用する認証取得の支援

輸出拡大につながる国際的に通用する認証(水産エコラベル認証等)の新規取得に係る取組を行うために必要な経費を支援します。

ご利用方法

- ・1の事業については、GFPコミュニティサイトに登録(無償)することで、様々なサービスを受けることができます(<https://www.gfp1.maff.go.jp/>)。
- ・2及び3の事業については、公募で選ばれる民間団体等を通じた間接補助事業となります。
- ・4の事業については、公募で選ばれる民間団体等が事業実施主体となります。
- ・ご不明の点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

1, 2について: 輸出・国際局輸出支援課

電話: 03-6744-7172

3, 4について: 水産庁加工流通課

電話: 03-6744-2350

『世界に向けて販路を拡大したい』

(令和6年度補正予算)

戦略的輸出拡大サポート緊急対策事業

(令和7年度当初予算)

戦略的輸出拡大サポート事業

農林水産物・食品の更なる輸出拡大のため、戦略的な輸出拡大へのサポート、日本産水産物の海外への販路拡大等を支援します。

対象となる方

水産加工業者を含む食品事業者及びその民間団体等

支援内容

(1) 戦略的輸出拡大サポート緊急対策事業(補正)

- ① ジェトロによる新規商流開拓・構築、輸出事業者への情報提供や伴走支援等の取組を支援します。
- ② JFOODO による海外消費者向け戦略的プロモーション等の取組を支援します。

(2) 戦略的輸出拡大サポート事業 (当初)

- ① ジェトロによる新規商流開拓・構築、輸出事業者への情報提供や伴走支援等の取組を支援します。
- ② JFOODO による海外消費者向け戦略的プロモーション等の取組を支援します。

ご利用方法

ジェトロが事業実施主体となります。

- (1)①及び(2)①はジェトロが参加事業者等を募集します。
- (1)②及び(2)②はJFOODOがプロモーション参加事業者等を募集します。
(募集はジェトロ及びJFOODOのHPで公表されます。)

【お問い合わせ先】

輸出・国際局輸出企画課

電話: 03-6744-1502

JETROホームページ <https://www.jetro.go.jp/>

JFOODOホームページ <https://www.jetro.go.jp/jfoodo.html>

『東日本大震災被災地産の 水産加工品の海外販売先を開拓したい』

水産業復興販売加速化支援事業のうち 復興加工輸出促進支援事業

被災地（青森～千葉の各県）の水産加工業者に対し、海外バイヤーとのマッチングを含む事前商談会等のサポートと、海外バイヤーを被災地に招へいし、商談会を行う取組を支援します。

対象となる方

東日本大震災の被災地（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県）で水産加工業を営む事業者等。

支援内容

(1)復興加工輸出促進支援事業

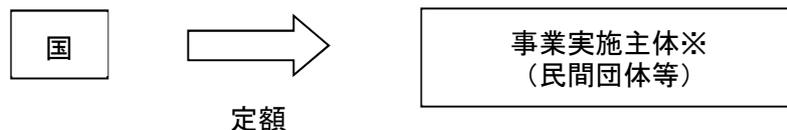
WEB会議等のツールを活用して、水産加工会社と海外バイヤー等とのマッチングや商談会の開催を支援します。その中で、成約が有望と見込まれる海外バイヤー等を被災地に招へいし、現地見学や、商談会を行うツアーの開催を支援します。

また、上記の取組を効果的、効率的に行うため、現地ファシリテーターの設置や、被災地水産加工品の動向等を調査・分析し、新たな海外販路開拓・拡大に取り組む水産加工業者等への助言・指導に対して支援します。

(2)補助率

補助の対象となる経費について定額を助成します。

■ 事業の流れ



ご利用方法

支援を受けたい水産加工業者等は、事業実施主体（民間団体等）が行う募集等に応募いただきます。

ご不明の点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

株式会社JTB

電話：03-5539-2929

URL：<https://www.lapita.jp/jfa/fishery-products/top/>

『外国出願を費用面から支援します。』

海外出願支援事業

中小企業等による海外での産業財産権の取得を資金面から支援し、海外での知的財産活動の活性化を図ることを目的として、外国出願に要する経費の一部を補助するものです。

補助対象者

- 申請時点において、既に日本国特許庁に対し特許、実用新案、意匠又は商標出願済であり、年度内に外国特許庁等への出願を行う予定の案件
- 宮城県内に事業所を有する「中小企業者」及び「中小企業者で構成されるグループ」（地域団体商標に係る外国特許庁への商標登録については、商工会議所、商工会、NPO 法人等）
※中小企業者には法人格を有しない個人事業主を含む

補助対象経費及び補助率上限額

(1) 補助対象経費

- 外国特許庁への出願料
- 国内・現地代理人費用
- 翻訳費用

※採択前に発生した費用、日本国特許庁に支払う費用については対象外

(2) 補助率上限額

- 補助率：1/2以内
- 上限額：案件ごとの上限額
特許：150万円
実用新案・意匠・商標：各60万円
冒認対策商標：30万円

※1企業に対する上限額(複数案件の場合)：300万円

※ご不明な点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

(公財)みやぎ産業振興機構 地域連携推進課

電話：022-225-6638